

申第31号「苦情処理会議をめぐる申し入れ」 申第34号「関西支社社員の死亡に関する申し入れ」 に対する窓口説明

「出勤遅延未遂」の定めは存在しない？！ 「1時間前出勤は」強要ではなく懲慥？！

3月8日、『申第31号「苦情処理会議をめぐる申し入れ」』と、『申第34号「関西支社社員の死亡に関する申し入れ」』の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。

『申第31号』は、新幹線関西地本と新幹線関西支社との地方苦情処理会議において、会社が期末手当の減率適用事由を間違えて説明し、組合からの指摘に、後日口頭で訂正するという杜撰な対応を取ったため、その後に開催された中央苦情処理会議で組合から「地方苦情処理会議への差し戻し」を要求するも、会社がこれに応じなかったため、団体交渉の開催を求めているものです。

申し入れに対し会社は、「中央苦情処理会議で議論したので団体交渉を開催する必要はない」として、団体交渉の開催を拒否しました。

『申第34号』は、関西支社米原駅で社員が死亡したことについて、事態の経過と対策を明らかにすることを求めると同時に、背景にあった「出勤遅延未遂」について、その定義を明らかにすると共に今後適用しないことと、「1時間前出勤」の強要を直ちにやめること等を申し入れていたものです。

申し入れに対し会社は、「付議事項でないため労使協議は開催しない」と説明し、さらには「出勤遅延未遂という定めはない」「1時間前出勤の強要はしていないが、早めの出勤懲慥している」とした職場実態を隠蔽する説明に終始しました。

本部はそれぞれの申し入れについて、団体交渉および労使協議の開催を求めましたが、会社はいずれの申し入れにも応じないとして、頑なに不誠実な対応をとったため対立を確認しました。

『申第31号「苦情処理会議をめぐる申し入れ」』申し入れ内容

1. 地方苦情処理会議で、事実と異なる事象を期末手当の減率適用事由としたこと。又、事実と異なっていた減率適用事由を「口頭での訂正」で済ませようとしたことについて、あらためて会社の見解を明らかにすること。
2. 苦情処理会議での議論内容に訂正事項が発生した場合は、再度苦情処理会議を開催すること。又、中央苦情処理会議で組合側委員から「差し戻し」を要求された場合は、これに応じること。
3. 関西支社苦情処理委員は回答を「言い間違えた」としているが、期末手当の減率適用事由を言い間違え、更に「口頭で訂正」とするという行為は、苦情処理委員としての責任を全うする態度とは認められない。現在の関西支社苦情処理委員全員を交替すること。
4. 1月31日に開催された中央苦情処理会議で、会社側委員は「かつては地方において、3件以上の減率適用事由を明らかにしていた事実は認識している」と発言した。この「かつて」とは何時のことか。又、何時から減率適用事由を明らかにしないとしたのか、その理由も含めて明らかにすること。

会社説明

中央苦情処理会議で議論した内容であり、繰り返しになるので再度団体交渉で議論するつもりはない。

主なやり取り

組合：地方苦情処理会議で「言い間違え」があったため、中央苦情処理会議でも「地方への差し戻し」を求めたが、会社が頑なに拒否をしたではないか。だから団体交渉の開催を求めたのである。

会社：「言い間違え」の内容が減率適用の本質を変えるものではないため、再戻しは必要ない。

組合：「言い間違え」は大きな問題だ。差し戻して再度地方苦情処理会議を開催すべきだ。また、このような「言い間違え」をする関西支社の地方苦情委員は組合として認められないので交代すべきである。

会社：会社は交代する必要はないと考える。

組合：そもそも苦情処理会議に第三者的立場の者がいないからこのような問題が発生するのである。会社側の主張ばかりが通ることになっている。

会社：その必要はない。

組合：1月31日の中央苦情処理会議で会社側委員は「かつては地方において、3件以上の減率適用事由を明らかにしていた事実は認識している」と発言したが何時のことか。

会社：何時とは分からないが、3件以上の減率適用事由を説明していた地方があったの認識している。何件を明らかにするかは地方に任されている。

組合：減率適用事由は全て明らかにすること。また申し入れに対して団体交渉を開催しないことの対立を確認する。

『申第34号「関西支社社員の死亡に関する申し入れ」』申し入れ内容

1. 社員が自ら命を絶つという、不幸な事態が発生させた会社の社員管理に対して強く抗議する。
2. 「出勤遅延未遂」の定義を明らかにすること。
3. 「出勤遅延未遂」は全ての職場に適用しているのか明らかにすること。
4. 社員に対する「1時間前出勤」の強要と「出勤遅延未遂」の適用を直ちにやめること。
5. 事態の経過を明らかにすると共に、なぜこのような事態が発生してしまったのか、会社の見解を明らかにすること。
6. 過去にもこのような不幸な事態が発生しているが、会社が行った防止策を明らかにすること。

会社説明

付議事項ではないので労使協議は開催しない。

主なやり取り

組合：「出勤遅延未遂」の定義とはないか。

会社：会社には出勤遅延未遂という定めはない。

組合：今回の事態の背景に「出勤遅延未遂」とされた事実がある。米原駅管理者に調査したのか。

会社：その様なことはしていない。社員を指導するときの言葉としてはあるかもしれないが、ここでは分からない

組合：調査するべきだ。現実には、亡くなられた社員は会社「出勤遅延未遂」とされたのだ。このような事態を二度と引き起こさないためにも「1時間前出勤」の強要を直ちにやめること。

会社：強要はしていない。懲慥することはある。

組合：懲慥といっても、職場の社員の感覚では強要されているということである。現実に出勤遅延でもないのに管理者が大声で社員を怒鳴りつける職場がある。このようなことは直ちにやめさせること。

以 上